

区分	規制等の名称	担当課
7 文化財	1 文化財についての規制（許可）	宮崎県教育庁 文化財課

規制等の内容	1 国指定の重要文化財及び史跡名勝天然記念物についての規制（許可） これらについて、その現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受ける必要があります（文化財保護法第 43 条、第 125 条）。 ただし、現状変更の規模等によっては、9 市にあつては市教育委員会の許可、他の町村にあつては県教育委員会の許可となりますので、事前に、県教育委員会文化財課又は関係市町村の教育委員会にご相談ください。 2 県指定の有形文化財及び史跡名勝天然記念物についての規制（許可） これらについて、その現状を変更し又は保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、県教育委員会の許可を受ける必要があります（宮崎県文化財保護条例第 14 条、第 35 条）。 3 伝統的建造物群保存地区についての規制 現状変更については、当該保存地区所在市村の条例に基づく規制が適用されますので、事前に関係市村の教育委員会にご相談ください。 【県内の伝統的建造物群保存地区】 ・ 日南市飫肥重要伝統的建造物群保存地区 ・ 日向市美々津重要伝統的建造物群保存地区 ・ 椎葉村十根川重要伝統的建造物群保存地区
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県教育委員会文化財課（文化財担当）：TEL 0985-26-7250 関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照 <申請窓口> 関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照

区分	規制等の名称	担当課
7 文化財	2 埋蔵文化財についての規制（届出）	宮崎県教育庁 文化財課

規制等の内容	1 土木工事等の届出 周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうとする場合は、工事着手の 60 日前までに所在地を管轄する市町村を経由して、宮崎県教育委員会に届け出ることが義務づけられています。 （文化財保護法第 93 条第 1 項、第 184 条第 1 項 6 号、文化財保護法施行細則第 2 条） 2 遺跡の発見に関する届出 土地の所有者又は占有者が、出土品の出土等により遺跡と認められるものを発見した場合は、その現状を変更せずに、遅滞なく所在地を管轄する市町村を経由して、宮崎県教育委員会に届け出ることが義務づけられています。 （文化財保護法第 96 条第 1 項、第 184 条第 1 項 6 号、文化財保護法施行細則第 2 条）
問い合わせ先	<相談窓口> 宮崎県教育委員会文化財課（埋蔵文化財担当）：TEL 0985-26-7251 関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照 <届出窓口> 関係市町村教育委員会：電話番号は巻末参照